平成２６年（フ）第６８５号
広島市西区庚午北１丁目８番25―301号
債務者　北野　　実
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今田健太郎
4　破産債権の届出期間　平成26年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月14日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９３６号
京都府京田辺市大住関屋９番地26
債務者　大石　淑人
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　里内友貴子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月３日午後４時
5　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３８０６号
大阪府茨木市中村町２番22号　西田マンション105号
債務者　岡庭　圭吾
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鮎川　卓史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月８日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９１５号
京都市北区紫野大徳寺町64番地の５
債務者　寺本　道子
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中田　良成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９１６号
京都市北区紫野大徳寺町64番地の５
債務者　寺本　泰幸
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中田　良成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１８４号
群馬県高崎市吉井町多胡65番地４
債務者　三國　　覺
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小此木　清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月10日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第４１８号
埼玉県狭山市入間川４丁目23番16―406号、前住所埼玉県狭山市入間川４丁目４番１―503号
債務者　城戸　政治
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月10日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第６５６号
神戸市長田区西山町４丁目26番14号
債務者　鎌倉　憲政
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富田　智和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２８５号
北海道旭川市豊岡４条５丁目２番７号
債務者　竹原　慶樹
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大石　剛史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月11日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２２０号
沖縄県豊見城市字宜保124番地２　プランドールＫ102号
債務者　宮里　淳一
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川徹也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２２１号
沖縄県豊見城市字宜保124番地２　プランドールＫ102号
債務者　宮里　美香
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川徹也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第８３号
三重県伊勢市二見町光の街1037番地７
債務者　竹本　ウタ
1　決定年月日時　平成26年10月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第３２７３号
大阪市住之江区南港中２丁目５番21―924号、前住所大阪市住之江区南港中２丁目２番41―1404号
債務者　道城　　賢
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６８５号
大阪府枚方市茄子作北町28番６号
債務者　松坂　栄治
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７２７号
大阪市西成区天下茶屋１丁目３番17号、前住所大阪市西成区長橋１丁目４番11号
債務者　垣本　　聡
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７７８号
大阪府枚方市宮之下町21番４―207号
債務者　吉田久美子（旧姓冨永）
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部